

## 特例措置期間中の振替についてのご案内

### 【対象期間】

- ・2022年 1月9日(日)～3月21日(月)

### 【対象者】

- ・特例措置期間中、感染予防のため自粛された方
  - ・自粛した日をフロントにて申告してください。(濃厚接触者、陽性者含む)
  - ・2022年以降の緊急事態宣言(まん延防止等重点措置含む)期間中に発生した振替につきましては、現行の運用方法にて継続させていただきます。
  - ・**振替有効期間は2022年12月末まで延長させていただきます。**
- なお、**上記期間以降はすべて無効とさせていただきます。**ご理解の程よろしくお願いたします。

### 【子ども共通】

- ・現在の登録スクール(級)にて振替をお願いいたします。  
※受験体操は体操スクールへの振替となります。
- ・登録曜日以外での振替となります。
- ・振替は在籍期間中のみとなります。退会后、振替でのご利用は出来ません。
- ・祝日、休館日はスクール休みの為、振替は出来ません。  
詳細は年間カレンダーをご確認ください。

### (子ども体操)

- ・同スクールが無い場合は対象の体操スクールにてお振替ください。
- ・同日に体操スクール(スタジオレッスンすべて)の複数受講は出来ません。

### (子ども水泳)

- ・幼児水泳、ジュニア水泳は進級テスト週の振替は出来ません。(奇数月の最終週)